

指定訪問介護重要事項説明書

[令和 6 年 5 月 1 日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社フレアス
代表者役職・氏名	代表取締役 澤登 拓
本社所在地	山梨県中巨摩郡昭和町西条1514

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	フレアスヘルパーステーション盛岡
事業所番号	訪問介護・第一 (指定事業所番号0370106163)
所在地	〒020-0866 岩手県盛岡市本宮3丁目40-10
電話番号	019-635-8448
FAX番号	019-635-8677
通常の事業の実施地域	盛岡市（玉山地区除く）、滝沢市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (12月31日から1月2日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後6時まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人

サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常勤 1人 非常勤 0人
訪問介護員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	3人以上

3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共に 行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的 知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上の ためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は別紙のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（その他）

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（その他）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護が行われた日の属する月）	1月につき 1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 2,000円	200円	400円	600円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（その他）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所 加算Ⅰ	加算の体制要件、人材要件、重度 要介護者等対応要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の20%	
介護職員処遇 改善加算Ⅳ	介護職員の賃金の改善等を実施 し、加算のキャリアパス要件のⅠ 及びⅡに適合し、職場環境等要件 を満たす場合	1月につき 総単位数の14.5%	

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の前日18時までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の前日18時までに御連絡いただかなかった場合	1,500 円

(4) その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

ア 請求月の27日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 虐待防止及び身体拘束の適正化

①虐待の防止について

事

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

1・ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年2回以上定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。また、虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。

2・ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。

3・ステーションにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者・窓口を置く。

5・虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

6・虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうへ、成年後見制度等の利用を支援する。

②身体拘束の適正化

事業者は、利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合、緊急をやむを得ない場合は、次の通り対応する。

1・緊急をやむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等を説明し、同意を得たうへで行う。

2・やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で事業所として慎重に検討し、決定する。基本的に職員の個人的判断で行わない。

3・拘束期間中はその態様、時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残す。また、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

4・必要に応じて、高齢者虐待相談窓口（市区町村窓口、地域包括支援センター）等の行政に相談、報告し、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得るよう努める。

（沿革）

令和4年年9月1日 施行
令和6年6月1日 改定

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

苦情内容については記載し、利用者との契約終了の日から2年間保存します。

(2) 苦情相談窓口

フレアヘルパーステーション盛岡

担 当	管理者 杉田 香都子
電話番号	019-601-8250
受付時間	午前9時から午後6時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

株式会社フレアス 東京本社

担 当	福田 美紀
電話番号	03-6632-9210
受付時間	午前9時から午後6時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

株式会社フレアス 東京本社
市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

盛岡市役所	019-604-6700
滝沢市役所	019-684-2327
岩手県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	019-651-4111

1.1 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	年 月 日
評価機関名称	
評価結果の開示	

1.2 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱 い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 山梨県中巨摩郡昭和町15-14

法人名 株式会社 フレアス

代表者名 澤登 拓

事業所

所在地 岩手県盛岡市本宮3丁目40-10

事業所名 フレアスヘルパーステーション盛岡

説明者 杉田香都子

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

氏名

代理人・代筆者

氏名

(代筆者続柄)

ご家族

氏名